

## **仲裁人、調停人及び助言者選定規則**

### **第1条(趣旨)**

この規則は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「機構」という。）が管理運営する仲裁及び調停の手続（以下「仲裁及び調停手続」という。）において、独立かつ公正な仲裁人、調停人及び助言者（以下「仲裁人等」という。）を、迅速にかつ適切に選定するために必要な事項を定める。

### **第2条(審査会の設置)**

- 1 機構の代表理事（以下「代表理事」という。）は、機構が仲裁人等を選定する場合に備え、常設の仲裁人等選定委員会（以下「審査会」という。）を設置する。
- 2 審査会は、代表理事が指名する3名の委員により構成し、審査会の長（以下「委員長」という。）は、仲裁調停を担当する機構の執行理事とする。
- 3 委員長は、議事を司る。

### **第3条(選定案の諮問)**

- 1 代表理事は、機構の仲裁及び調停手続に係る規則上、機構が仲裁人等の選定をすべき場合、審査会に対し、仲裁人の選定案、選定調停人候補者名簿案、調停人の選定案又は助言者の選定案（以下これらを総称して「仲裁人選定案等」という。）を諮問する。
- 2 前項の規定にかかわらず、事態の緊急性又は事案の性質に鑑み極めて迅速に紛争を解決する必要があると代表理事が判断した場合、代表理事は、委員長のみに対して、前項の諮問をすることができる。
- 3 委員長は、極めて迅速に紛争を解決するためにやむを得ない事由がある場合、仲裁人選定案等の決定を機構の事務局長（以下「事務局長」という。）に対して委嘱することができる。

### **第4条(諮問の通知)**

機構は、前条第1項又は第2項に定める諮問をした場合には、このことを仲裁及び調停手続の当事者に対して速やかに通知しなければならない。

### **第5条(審査会の審議)**

- 1 審査会は、仲裁人選定案等を審議するにあたり、機構の事務局員をして、スポーツ仲裁人候補者リスト又はスポーツ調停人候補者リストに記載されている者に対し、当該個別の仲裁若しくは調停手続への関与若しくは利害関係の有無、当該個別の仲裁若しくは調停手続についての公正性に疑義を生じかねないと思われる事由の有無、又は当該個別の仲裁若しくは調停手続について迅速に処理できないと思われる事由の有無をあらかじめ確認させ、報告を求めることがで

きる。

- 2 審査会の審議は、電子メール、電話その他の方法によることができる。
- 3 委員の中に審議及び決定に参加することについて、利害関係を有する委員は、審議及び決定に参加してはならない。この場合、審査会の決定は他の委員により行う。委員長に利害関係がある場合には、代表理事が他の委員の中から委員長代理を指名し、委員長の職務を行わせる。

#### **第 6 条(審査会の決定)**

- 1 審査会の決定は多数決による。可否同数の場合は、委員長が決するところによる。
- 2 第 3 条第 2 項の適用がある場合には、委員長の決定をもって審査会の決定とみなす。
- 3 第 3 条第 3 項の適用がある場合には、事務局長の決定を委員長が追認する決定をしたとき、これをもって審査会の決定とみなす。

#### **第 7 条(選定案の答申)**

委員長は、審査会の決定内容を速やかに代表理事に答申する。

#### **第 8 条(仲裁人等の選定)**

機構は、審査会からの答申を踏まえ、仲裁人を選定し、又は、選定調停人候補者名簿を作成し、調停人を選定し、若しくは助言者を選定する。

#### **第 9 条(設置費用及び謝金)**

- 1 機構は、審査会の開催に必要な経費を負担する。
- 2 機構は、仲裁人選定案等の決定をした委員に 5,000 円（税別）を謝金として支払う。

#### **第 10 条(審査会の任務の終了)**

審査会は、第 6 条の決定をもって任務を終了し、解散する。

#### **附則**

この規則は、2015 年 3 月 6 日から施行する。

#### **附則**

この規則は、2015 年 10 月 6 日から施行する。

#### **附則**

この規則は、2017 年 4 月 1 日から施行する。